

IMAGICA Cloud Connect (クラウドコネクト) サービス利用規約

第1条 (目的)

本利用規約 (以下「本規約」といいます) は、お客様に株式会社IMAGICA Lab. (以下「当社」といいます) の提供する「IMAGICA Cloud Connect (クラウドコネクト) サービス」 (以下「本サービス」といいます) をご利用いただくにあたっての利用条件を定めるものです。

第2条 (定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用致します。

- (1) 「本サービス」は、お客様が保有する大容量データの移行作業の代行及びそれに付随する可搬用デバイスのレンタルサービスをいいます。
- (2) 「データ移行」とは、お客様が保有する大容量データのアップロード、ダウンロード又はその両方をいいます。
- (3) 「対象データ」とは、お客様が保有するデータで、データ移行の対象となるマスターデータ又はコピーデータをいいます。
- (4) 「可搬用デバイス」とは、対象データを格納するHDD等の外部記憶装置をいいます。
- (5) 「お客様」とは、本サービスの利用を希望する法人又は個人をいいます。
- (6) 「本契約」とは、本サービスの利用契約 (準委任契約) をいいます。
- (7) 「本業務」とは、本契約に基づき、当社がお客様に本サービスを提供することをいいます。

第3条 (本サービスの内容)

1. 当社は、対象データの数量やデータ形式、納期等をヒアリングのうえお見積書を提出し、お客様がお見積書の内容を承諾された場合、お客様が本規約に同意することによって、お客様と当社との間に本契約が成立します。
2. 本契約成立後のデータ移行の手順は、以下の各項の定めによります。
 - (1) アップロード代行の場合
 - ① お客様は、本契約成立後、対象データを可搬用デバイスにコピーして当社に送付し、当社は、お客様よりお預かりした対象データを、専用のネットワーク回線を通じて、お客様が本業務完了まで当社にアクセス権を付与するクラウド環境等にアップロード致します。
 - ② お客様は、対象データを当社に預託するにあたり、当社より賃借した可搬用デバイスに対象データを格納して当社に返送する方法を選択することができるものとします。また、お客様が対象データを格納した可搬用デバイスを当社に送付する際、お客様ご自身でご用意したものか当社より賃借したものかを問わず、当該可搬用デバイスの集荷手配の代行を、当社に依頼することができるものとします。
 - ③ 当社は、対象データのアップロード完了後、速やかにお客様に本業務の実施報告書を提出いたします。なお、可搬用デバイスがお客様ご自身でご用意したものである場合は、アップロード完了後速やかにお客様に返送します。
 - (2) ダウンロード代行の場合
 - ① お客様は、本契約成立後、対象データを格納したクラウド環境等へのアクセス権を当社に本業務が完了するまで付与し、当社は、当該アクセス権に基づきダウンロードした対象データを当社にて用意した可搬用デバイスにコピーしてお客様に送付します。
 - ② お客様は、可搬用デバイスから対象データをお客様の環境等へコピーした後、可搬用デバイスを当社に返送します。当社は、お客様から返送された可搬用デバイスを受領後、お客様に本業務の実施報告書を提出します。
 - (3) 上記以外の場合
アップロード代行又はダウンロード代行のみに限定されないデータ移行をご希望の場合は、その実施可否及び実施手順をお客様と当社にて協議のうえ定めるものとします。その場合の本契約の成立方法は、本条第1項の規定に準じます。
3. 可搬用デバイスの集荷手配の代行及び当社が可搬用デバイスをお客様に送付するにあたり、お客様は、配送費用や補償内容は当社の指定した配送業者の提供するサービスに基づくことに予め同意するものとします。
4. お客様は、お客様と当社で別途合意した期間内に実施報告書及び本業務の遂行状況を確認するものとします。お客様が当社による本業務の遂行を確認した旨を当社に通知した場合、その日をもって本業務は完了するものとします。ただし、前項に定める期間内に何らの通知もない場合は、当該期間の満了日をもって本業務は完了したものとみなします。

第4条 (対価の支払)

1. 当社は、前条に定める本業務完了日の属する月の翌月第3営業日までに、本業務に係る請求書を発行しお客様に提出します。
2. お客様は、前項の請求書に従い、本業務の対価を、期日 (銀行休業日の場合は前営業日) までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとします。なお、振込手数料はお客様のご負担となります。

第5条 (対象データの取り扱い)

1. 本サービス利用開始にあたり、お客様が可搬用デバイス又はお客様の環境等に格納した対象データの同一性の確認は、お客様の責任で行なうものとします。
2. 対象データを格納した可搬用デバイスの当社又はお客様への移送中に発生した事故等による当該可搬用デバイス (物理媒体) の破損、滅失、盗難又は可搬用デバイス内の対象データの毀損、消滅、漏洩等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社が手配した配送業者による事故等により対象データの毀損、滅失が発生した場合であってお客様に故意又は過失がない場合はこの限りではなく、当社は当該事故等によりお客様が被った損害を、当社の付保する貨物運送保険の適用範囲並びに填補額を限度として補償いたします。
3. 当社は、自己の管理下に置いた対象データ及び対象データを格納した可搬用デバイスを、善良なる管理者の注意義務をもって保管致します。
4. 当社は、お客様の指示又は事前の承諾なく対象データの内容を閲覧せず、閲覧する場合も本業務遂行のための必要最小限の範囲に留め、対象データを現状有姿の状態で行なうデータ移行作業を実施致します。従って、対象データの形式等に起因するアップロード失敗、対象データの内容が変異、破損、消滅等したことに関して、当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 本業務の完了後、当社は速やかに自己の管理下にある対象データをお客様のご指示に基づき返却又は抹消致します。抹消は当社所定の方法によります。なお、本業務完了日より1か月経過した後もお客様より対象データの返却又は抹消の指示がない場合、当社は、当社の判断で対象データを抹消できるものとします。本項において、当社が対象データを抹消したことによりお客様に生じた損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第6条 (秘密保持義務)

1. お客様及び当社は、本契約により開示される相手方の技術情報・顧客情報・事業活動に有益な情報 (本サービスその他当社の提供するサービスの詳細を含みますがそれらに限られません、以下「秘密情報」といいます。) の一切につき、事前の相手方の書面による同意を得た場合を除き、複製・複製せず、法令上の守秘義務を負う弁護士等の専門家を除く第三者に開示・漏洩し、あるいは本契約以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、個人情報を除き、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではありません。
 - (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知公用であった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた後、お客様又は当社それぞれの責によらないで公知又は公用となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に入手した情報
 - (5) 秘密情報によらず独自に開発した情報
2. 前項の定めによらず、お客様及び当社は、自らの会社法上の親会社に対し、秘密保持義務を課したうえで、相手方の秘密情報を必要最小限の範囲で開示することができるものとします。また、法令等又は官公庁・裁判所の命令等に基づき秘密情報の開示義務を負う場合は、事前に又は事後遅滞なく相手方に通知のうえ、秘密情報を開示することができるものとします。
3. お客様及び当社は、本契約終了時又は相手方から要求のあった場合は、相手方より受領した秘密情報を返却又は相手方の指示に従い破棄するものとします。

- お客様は、当社が本サービス提供のためグループ会社より技術支援を受ける目的でお客様の秘密情報を必要最小限の範囲で当該グループ会社に開示する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条（保証）

- お客様は、①自己が対象データに関して所有権、著作権等の知的財産権その他の権利を有すること、②対象データの内容が第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、③対象データの内容又は対象データを所持する行為が国内外の法令等に違反しないこと、及び④自己が本契約を締結し本サービスを利用する正当な権限を有することを当社に表明し保証します。
- お客様は対象データに関して第三者からの通知や申立て、請求等があった場合、当該問題を速やかに解決するものとします。
- 当社は、本業務を善良なる管理者の注意義務をもって遂行することを保証致します。ただし、当社は、本業務完了日後の契約不適合責任及び本業務の結果をお客様が使用した結果生じた損害等に対する賠償責任を負わないものとします。
- 両当事者は、自己及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと、及び反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを相互に表明し保証します。

第8条（不可抗力等）

両当事者は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行、通信障害その他の不可抗力による本契約の全部又は一部の不履行につき、その責任を負わないものとします。

第9条（損害賠償）

お客様は、当社の故意又は重過失に起因するものに限り、本契約に関して直接かつ現実に被った通常の損害の賠償を、請求原因となった本業務の対価をその上限として請求できるものとします。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾無しに、本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡できないものとします。

第11条（解除等）

お客様又は当社は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告するも期間内に違反を是正しないときは、本契約を直ちに解除することができるものとします。

第12条（存続条項）

本契約終了後も、本規約第6条、第7条、第9条、第10条、第13条、第14条及び本条の規定はなお有効に存続するものとします。

第13条（誠実協議）

本規約に定めのない事項及び本契約について疑義が生じたときは、両当事者は、その都度誠意を持って協議し解決するものとします。

第14条（準拠法・管轄）

本契約の成立、解釈についての準拠法は日本法によるものとし、本契約に関して紛争が発生した場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（本規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には当社が適当と判断する方法でお客様に事前に告知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、当該変更内容が誤字訂正等の軽微な変更又はお客様の一般の利益に適合する内容である場合は、直ちに当該変更を行うことができるものとします。この場合、本サービスの利用条件は変更後の本規約に基づくものとします。

制定：2024年10月1日

改訂：2025年3月27日

改訂：2026年1月14日

以上